

| | | | | |
|-----------------------------|--|----------------------------|-----|-------|
| 第14回小金井市新型インフルエンザ等対策本部部会会議録 | 日 時 | 令和2年4月9日(木) 15:45~17:00 | 場 所 | 第一会議室 |
| 出席者 | 西岡市長、住野副市長、大熊教育長、天野企画財政部長、高橋庁舎建設等担当部長、加藤総務部長、西田市民部長、柿崎環境部長、中谷福祉保健部長、大澤子ども家庭部長、若藤都市整備部長、大津学校教育部長、藤本生涯学習部長、北村議会事務局長、天野広報秘書課長、宮奈地域安全課長、内野職員課長、畠野人事制度等担当課長、堤行政経営担当課長、高橋総務課長、根本管財課長、石原健康課長、穂山地域安全係長、郡司健康主任、山田健康課主事 | | | |
| 欠席者 | | | | |
| 付議事項 | 1. 在宅勤務について 2. 飛沫感染防止対策 3. 各部報告事項 | | | |
| 資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言に伴う、職員の在宅勤務等の取組について ・新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代制在宅勤務の実施について ・新型コロナウイルスに対する対応について（通知） ・新型コロナウイルス感染症対策（窓口に仕切り） ・緊急事態措置相談センターの設置 ・新型コロナウイルス感染症対策に関する要望事項（第2回）について ・「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の決定を受けて | | | |
| ○市長より | <ul style="list-style-type: none"> ・3密を避けるため、今日から会議の場を庁議室ではなく第一会議室とした。今後も極力、広い会議室を使用していくことにしたい。 ・職員の通勤方法や会議のあり方等、庁内の具体的な対応を進めていきたい。 ・市長、副市長とも業務報告も電話で済むものであれば極力電話にしてほしい。 ・市内民間事業者、飲食店の事業継続等、地域経済を守っていきたい。職員も可能な限り、市内の地元経営の店舗での昼食を活用してもらいたい。 →決裁も可能な限り持参ではなく、交換便対応へ。 <p>地元経営の店舗のランチ情報は経済課で取りまとめ、庁内共有へ。</p> | | | |
| 1 在宅勤務について | | | | |
| ○総務部長 | 「緊急事態宣言に伴う、職員の在宅勤務等の取組について」の説明 | | | |
| ○職員課 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新型コロナウイルスに関する対応について」の説明。今回加えた箇所は、1(1)エの出勤前の検温、(2)アの不要不急の外出について、週末に限らない旨、イの海外旅行等に国内旅行、帰省等を含む旨を追加。住所のある都道府県外への移動を自粛する。 ・「新型コロナウイルス感染症対策に係る職員の交代制在宅勤務の実施について」の説明 ・4月13日（月）から開始。2~3グループに分けてローテーションを組む。交代サイクルは各課で決定。 ・服務の取扱いは自宅への公務出張とする。実働7時間45分を超える勤務、深夜勤務は行わない。 ・私物パソコンでの業務を許可するが個人情報、USBは禁止。 ・濃厚接触者は川崎市のHPを参照に、数分以上、2m以内の接触でも濃厚接触者と判断する。 ・密接を避けるため、会議室も活用する。また、応援体制の活用も検討すること。会議室については総務課、応援体制については行政経営担当に相談しながら進めていくこと。 ・在宅勤務のグループ分け、メンバーは固定的なものか? →メンバーを固定しないと感染防止につながらないため固定とする。他グループとは接触しないように電話かメールでやりとりする。 ・電車通勤、なかでも電車での長時間通勤は感染リスクが高いため、車通勤も導入してはどうか? →埼玉県和光市は市の遊休不動産を駐車場にして車通勤を開始している。本市においては車通勤は様々な調整が必要だが、自宅から10キロ以内に居住している職員は自転車通勤やバイク通勤など、なるべく電車を使わないようにしていきたい。 ・業務の縮小、見直しをしないといけないということか? →目的達成のために見直し、縮小をしていかないと趣旨がずれてしまう。 →公園の剪定や除草はこの時期、要望が非常に多いが、それも止めるのか? →そういういった個別案件については各部、各課の判断になる。 ・保育園や学童の閉鎖が増えている。子育て世帯の職員、妊娠中の職員に配慮してほしい。 →所属長は各職員の家庭環境を把握、配慮して指示してほしい。 ・在宅勤務導入で出勤者の時間外勤務が増加したら意味がないため、時間外勤務を減らすよう指示する。 BCPも策定済みのため、庁内の調査回答は極力GW明けにする等の工夫をする。 | | | |

- ・あくまでも在宅での勤務であり、休暇や職務免除でないことを正規職員のみならず会計年度任用職員を含めた全職員にしっかりと認識させる。
- ・窓口業務も郵送対応できないか検討する。
- ・調査・統計物も多い時期、各課で聞き取りし把握すること。
- ・在宅勤務開始する旨のプレスリリースも必要であり、4月10日夕方にはリリースしたい。具体的に中止した内容について質問がありそうなので（特に窓口業務、子ども関係の業務）HPに記載するように。

2 飛沫感染防止対策

○事務局

- ・「新型コロナウイルス感染症対策（窓口に仕切り）」についての説明。

○管財課

- ・第二庁舎のビル管理上の注意点（煙探知機の作動状況、天井版の耐荷重等）について説明。
→各課で工夫しながら進めるが、進めるにあたっては管財課及び建築営繕課に相談のうえ進めてほしい。

3 各部報告事項

○総務部

- ・府内の消毒作業は在宅勤務導入後も継続するが、感染原因がタブレットというケースが増えているため、電話機や共用パソコン、コピー機、FAX機等も消毒を考えていく必要がある。

以上で終了